

議 会 報 告

城熱通信スクラム

発行日 令和3年7月
発行 市民民主クラブ
責任者 三須 城太郎
相模原市中央区中央2-11-15
☎042-769-8312

令和3年相模原市議会定例会6月定例会議が5月24日（月）から6月25日（金）までの33日間をかけて開催されましたのでご報告致します。

議案

議案につきましては、令和3年度相模原市一般会計補正予算（第3号、4号）、「相模原市景観条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について」などを含む計7件の議案が上程され、全て可決されました。

今年度常任委員会は、建設委員会に所属することになり、議案第62号「相模原市景観条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について」は、建設委員会が所管の議案でしたが、本議案は、市役所前さくら通り地区（西門の入口JR横浜線の踏切～横山2丁目交差点までの国道16号を除く約1.5kmの区間）が、5月14日に相模原市初となる景観形成重点地区に指定され、それに伴い、景観形成重点地区の指定に係る規定や事前協議における助言又は指導に係る規定の改正、建築行為等の届出等に係る規定、屋外広告物等の基準に係る規定の追加やその他所要の改正をするために提案されました。

景観形成重点地区の指定にあたっては、景観計画に地区の名称、区域（対象範囲）、良好な景観の形成に関する方針、景観形成基準等を定め、当該地区において、建築物を建築するときや屋外広告物を表示し、または設置しようとするときなどに、事前協議や届出などの手続きが必要となります。当該地区を景観形成重点地区に指定した目的は、市民桜まつりなど、この通りの桜並木を楽しむために多くの人々が訪れ、にぎわい、親しまれている地区であることから、市内でも特に良好な景観の形成を推進することを目的として指定しております。

市役所前さくら通り地区における建築行為等の届出等に係る規定の追加は以下の通りです。

- 高さが1mを超える門、塀、下記及び柵
- 駐車場及び駐輪場（付属物を含む）
- 土地に自立して設置する太陽光発電設備
- 自動販売機
- 屋外広告物等で事故の住宅又はその敷地内に住所、氏名等を表示するものや自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するものであって、表示面積の合計が5㎡を超え、10㎡以下のもの

※既存する建築物や工作物、屋外広告等につきましては、すぐに景観形成基準に適合させる必要はなく、新築・増築・外観の変更や塗替えなどや新たに設置する場合には、事前協議や届出等の手続きが必要となり、景観形成基準に適合させる必要があります。

施行期日：令和4年4月1日



補正予算

令和3年度6月の相模原市一般会計補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防対策事業や子育て世帯への臨時特別給付金事業、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に要する経費など総額21億9,300万円が計上され、可決されました。主な内容は下記の通りです。

<主な補正予算内容>

| 項目及び補正金額 | 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 新型コロナウイルスワクチン接種事業 8億9,518万円 | 新型コロナウイルスワクチン接種について、希望する高齢者に対し、7月末までに接種を完了させるため、集団接種会場の増設等を行うなど、接種体制を強化するために必要な経費を計上するもの |
| 生活困窮者自立支援事業 2億3,400万円 | 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金の再貸し付けが終了するなど、更なる貸し付けを利用できない世帯に対し途切れない支援を行うため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するもの |
| 子育て世帯への臨時特別給付金事業 6億1,843万円 | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、給付金を支給するもの |
| 道路改良事業 1億7,023万円 | 相模原高校前交差点について、道路拡幅や自転車通行位置の路面標示等の道路改良を行うもの |

新型コロナウイルス経済対策事業

昨年度の「さがみはら39キャッシュバックキャンペーン」に続く、2回目のキャッシュバックキャンペーンを実施します。現在参加店舗を募集しているところですが、期間中に参加店舗で合計10,000円以上（複数店舗等の合算も可）の購入等をした市民（令和3年9月1日現在、市に住民登録がある方）を対象に2,000円をキャッシュバック（還元）するキャンペーンです。



実施期間：令和3年9月1日（水）～9月30日（木）